

青森県報

第三百十三号

令和三年
五月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 登録販売者試験の施行……………(医療薬務課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……三

公 告

- 種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域
県民局) ……四
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域
県民局) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……四
- 右 同……………(西北地域
県民局) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域
県民局) ……五

雑 報

- 地方独立行政法人青森県産業技術センター特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(地方独立行政法人青森県産業技術センター) ……五

告 示

青森県告示第百八十八号

令和三年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和三年八月二十五日(水)

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

令和三年六月二十三日(水)から同月二十九日(火)まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、令和三年六月二日(水)より県内の各地域県民局地域健康福祉部保健給室(保健所)及び青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ(電話 〇一七―七三四―九二八九)に問い合わせること。

青森県告示第三百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
	名 称		
濱野 逸人	十和田市立中央病院	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	令和 三・六・一
	十和田市西十二番町一四の八		

青森県告示第三百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分

新保 嘉訓

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			三戸郡南部町大字苦米地字中一九の六から三戸郡南部町大字苦米地字後小路一七の一まで	一五・五〇メートルから一八・〇九メートルまで	一四六・四七メートル		

むつ市大畑町正津川八四

松本 順一

下北郡風間浦村大字易国間字家ノ上一六の四五	風間浦第二区域 風間浦漁業協 同組合の地区の うち、大字易国 間の区域	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
下北郡風間浦村大字易国間字新町二五の八 岩谷 亮一	うち乙の地区 を除く区域	同組合の地区 うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂 湯坂下、孫次 郎、間、大畑 釣屋、二枚橋 部、川、助、木 赤橋、小目、名 高橋、小目、名 家ノ下、奈良 ノ木、添木 及び袋石の区 域

青森県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年六月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

1	県 道	苦米地兔内線	三戸郡南部町大字苦米地字町中一五の四から 三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一まで	三戸郡南部町大字苦米地字町中一五の四から 三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一まで	一〇〇・六九メートルから 三六・二二メートルまで	一六九・七〇メートル
			三戸郡南部町大字苦米地字町中一五の四から 三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一まで	三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一まで	一〇〇・六九メートルから 一七・八二メートルまで	一六九・七〇メートル

青森県告示第百九十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年四月二十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
青森市妙見一丁目三の五
館山 道衛
- 二 売りさばき場所
青森市妙見一丁目三の五

公 告

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、令和三年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所	会 場
令和三年七月九日（金） 午前九時十五分から午後四時四十分まで	所在地 十和田市大字相坂字 高清水三八七	地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 3 種苗の生産技術に関する事項
- 三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する地域農林局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―一三番）に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上

谷地中堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年五月二十七日から同年六月二十三日まで
- 三 縦覧の場所
おいらせ町役場

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森中部土地改良区の定款の変更を令和三年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

東青地域県民局長 石 戸 谷 安 信

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	工 藤 茂	三戸郡南部町大字下名久井字在家五	令和三・五・八

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蛭川土地改良区の定款の変更を令和三年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鳴沢土地改良区の定款の変更を令和三年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年五月二十六日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	菊池 國廣	上北郡横浜町字家ノ前川目二八の二	令和三年四月九就任
〃	濱谷 和恵	〃 〃 〃 〃	〃
〃	太田 岩男	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 則光	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 政夫	〃 〃 〃 〃	〃
〃	白濱 幸雄	〃 〃 〃 〃	〃
〃	高橋 敏広	〃 〃 〃 〃	〃
監事	菊池 國雄	〃 〃 〃 〃	〃
〃	白糠 幸男	〃 〃 〃 〃	〃
〃	中山 辰司	〃 〃 〃 〃	〃
理事	菊池 國廣	〃 〃 〃 〃	〃
〃	濱谷 和恵	〃 〃 〃 〃	〃
〃	鳥山 義広	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 政夫	〃 〃 〃 〃	〃
〃	太田 岩男	〃 〃 〃 〃	〃
〃	白濱 幸雄	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 則光	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 清助	〃 〃 〃 〃	〃
〃	菊池 松大	〃 〃 〃 〃	〃
〃	澤谷 幸男	〃 〃 〃 〃	〃
〃	白糠 幸男	〃 〃 〃 〃	〃

雑 報

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方独立行政法人青森県産業技術センター物品又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第三条第一項に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同細則第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十六日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 坂 田 裕 治

- 一 物品等の名称及び数量
凍結真空乾燥装置一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部
弘前市大字扇町一丁目一の八
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年四月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
東北化学薬品株式会社
弘前市大字神田一丁目三の一
- 六 落札金額
五千六百三十三万千円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求される性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和三年三月十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円